



保護者の皆様へ

《このお知らせは、令和6年4月に小学校1年生になられるお子様がいらっしゃるご家庭にお送りしています》

## 令和6年4月小学校入学予定者 就学援助費（新入学用品費）入学前支給のお知らせ

「就学援助費」は、学用品費の支給など、お子様の就学に関する費用の一部を支援する制度です。就学援助費は、通常、入学後に申請いただく制度ですが、新入学用品費（64,300円）については、今回の申請により、入学前の支給を行います（所得等、対象要件があります）。

**ご希望の場合は令和6年1月19日（金）までに、下記のとおりご申請ください。**

### 1. 対象要件

下記すべてに該当されるご家庭が対象です。

- (1) お子様が令和6年2月に世田谷区在住で、令和6年4月に国公立小学校に入学予定であること。  
 (※小学校入学前に世田谷区外に転出予定の場合や、私立小学校等に入学予定がある場合は対象となりません)  
 (※区外からの転入で、同様の制度による新入学用品費を他自治体から受給済の場合は対象となりません)
- (2) 生活保護を受給していないこと。  
 (※生活保護を受給している場合の新入学用品費は、生活保護費からの支給となります)
- (3) 令和4年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が基準額以下であること。

### 「支給対象基準額」のめやす

上段太字：所得金額、下段（ ）：給与収入

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)	約586万円 (約774万円)
	<p>○所得金額とは、確定申告の場合は令和4年分確定申告書の所得金額等欄の「合計」、給与所得のみの場合は令和4年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」です。</p> <p>○世帯全員とは、対象のお子様を含めた生計を一にする世帯員の方全員です。</p>					

この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なります。なお、支給の可否について事前にお答えすることはできません。

### 2. 支給金額・支給時期等

支給金額 **64,300円（対象のお子様一人につき）**

支給時期等 申請時にご指定いただいた金融機関口座へ、2月末頃に振り込む予定です。

裏面もご確認ください





### 3. 手続き方法

#### (1) 電子申請の場合

……[世田谷区ホームページ](#)から申請してください。紙の申請書は提出不要です。

検索欄  検索 でページ番号「194476」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ

※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



#### (2) 郵送又は持参による申請の場合

「令和6年4月小学校入学予定者 就学援助費受給申請書」を下記提出先まで提出してください。

お子様お一人につき、一件の申請が必要です。

提出期限は **令和6年1月19日（金）【消印有効】**です。

※期限を過ぎた場合は、小学校入学後に4月以降の就学援助費として申請してください。

**その場合は、令和5年中の合計所得を基にして審査を行います。**

### 4. 審査

(1) 表面記載のとおり、16歳以上の世帯員の方全員の令和4年中の所得により審査を行います。

なお、所得が無い(少ない)ため申告が不要となっている場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時には申告が必要となります。確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない場合は、至急お手続きをお願いいたします。

(2) 同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

### 5. 審査結果

支給の可否に関わらず、2月中旬頃に郵送でお知らせします。

### 6. 注意事項

(1) ご兄弟が令和5年度の就学援助費を受給している場合でも、申請が必要です。

(2) 本制度で新入学用品費を受給された場合でも、**入学後の就学援助費については改めて申請が必要です。**詳細は区のホームページ等で改めてお知らせします。

※世田谷区立小学校の場合は入学後に学校を通じてお知らせします。

### 7. 提出・問い合わせ先

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第1庁舎4階47番窓口

世田谷区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-5432-2686

